

地域との協働による高等学校教育改革推進事業の 2019年度指定を踏まえた所見

我々は、文部科学省委託事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定校の指定に向け、138件の構想調書等について審査を実施し、51件を指定した。

審査においては、生徒に豊かな学びの機会を与えんとする教師の熱意が伝わってくる構想や、生徒と共に地域を盛り上げていきたいという地域の想いに溢れた構想に触れ、これらにより高等学校教育の充実とそれを通じた地方創生が実現するであろうことに大きな期待を抱いている。

一方、事業を展開していくにあたり留意が必要な点も明らかとなったため、指定校や、今後、地域との協働による高等学校教育改革を進めようとする高等学校等の更なる発展のため、以下のとおり所見を示すこととしたい。

1. 地域との協働による高等学校教育改革において優先されるべきことは、まずもって生徒の学びの充実である。

本事業を通じ、地方創生が図られることは大いに歓迎すべきことであるが、地域のために生徒があるのではなく、生徒の学びを通じて地方創生が実現されることに留意が必要である。

社会に開かれた教育課程の実現により、地域課題の解決等を通じた探究的な学びの充実が図られることで、地域に根ざしつつ様々なフィールドで活躍する人材が育成される仕組みが構築されていくことが重要である。

2. 探究学習における地域課題の設定にあたっては、地域の実態を踏まえることはもちろんのこと、生徒の主体性に配慮することが重要である。

生徒自身が「問い」を発見することこそが、真の探究につながるものの、学びのきっかけとして教師等が課題を設定する場合も考えられる。しかし、その場合においても、生徒の自由な発想が尊重されるよう留意が必要である。

3. 本事業では、生徒の「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す『新学習指導要領』の趣旨を十分に踏まえ、育成すべき能力や人材像等を関係者間で十分に共有した上で研究開発・指導にあたるのが肝要である。
4. 本事業の成果を高め、持続可能な仕組みを構築する観点から、本事業における教師の役割を明らかにするとともに、カリキュラム開発等専門家、海外交流アドバイザー及び地域協働学習実施支援員等の学校内での位置付けを明確化すること等、学校長の下、学校全体として組織的・計画的に取り組む体制の整備が重要である。
5. コンソーシアムの役割の重要性を認識し、生徒の興味・関心に応えるための機関としてその機能を最大限に発揮することが重要であり、生徒の気付きを發展させ、探究的な学びにつなげていくため、教育課程の内外を通して地域の受け入れ体制を整備すること等、コンソーシアムが一丸となって取り組むよう留意が必要である。
また、管理機関等においては、研究成果の普及や指定校以外の高等学校等との協働を図ること等を通じて、本事業をさらに發展させ、広く展開していくことが重要である。

上記の点を踏まえつつ、各高等学校における地域との協働による高等学校教育改革が推進されることで、生徒が豊かな学びを通じて成長し、将来、地域において地域ならではの新しい価値を創造する人材、グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーとなる人材、専門的な知識・技術を身に付け地域に求められる人材等となって活躍することを願う。

2019年4月
地域との協働による高等学校教育改革推進事業
企画評価会議